

訪問看護ステーションなごみ運営規程（介護保険）

（事業の目的）

第1条 株式会社松が開設する訪問看護ステーションなごみ（以下「ステーション」という。）は、介護保険法における指定（介護予防）訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、かかりつけの医師が指定（介護予防）訪問看護の必要を認めた要介護者（要支援者）に対し、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が主治医の指示に基づき適正な指定（介護予防）訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者（要支援者）の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定（介護予防）訪問看護の提供にあたっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションなごみ
- 二 所在地 香川県高松市福岡町4丁目20-8

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定（介護予防）訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 看護師 2.5人以上
作業療法士 理学療法士 言語聴覚士 相当数
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定（介護予防）訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
祝日、8月13日から8月15日及び12月30日から1月3日までを除く。

(ただし、必要に応じて対応とする。)

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。(ただし、必要に応じて対応とする。)

(訪問看護の内容)

第6条 指定(介護予防)訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定所得以上の方は2割または3割)の額とする。会社、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高松市(牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町、塩江町、島しょ部を除く)とする。上記の地域以外にも、必要に応じ柔軟な対応をする。

(衛生管理等)

第9条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所においては感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定(介護予防)訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止及び身体拘束適正化のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を年2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待防止、身体拘束適正化のための定期的な研修を年1回以上実施する

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(指定介護予防)訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以

- 下「業務継続計画(BCP)」という)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画(BCP)について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画(BCP)の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(そのほか運営に関する留意事項)

第16条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 年3回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 利用者またはその家族等からの暴力、暴言、過度な要求その他の著しい迷惑行為に対して、従業者の安全確保及び業務の適正な遂行の観点から、必要な措置を講じるものとする。前項の行為が認められる場合には、関係機関と連携の上、サービス提供の継続について検討するものとする。
 - 5 指定(介護予防)訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスの提供が完結した日から5年間保存するものとする。
 - 6 サービスの質の向上及び業務の効率化を図るため、情報通信機器(ICT)等を活用し、関係職種間における情報共有の推進に努めるものとする。
 - 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社松とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

(平成26年4月1日改定)	(令和3年2月1日改定)
(平成27年2月1日改定)	(令和3年5月1日改定)
(平成29年4月20日改定)	(令和3年7月1日改定)
(平成29年9月19日改定)	(令和3年11月1日改定)
(平成29年11月1日改定)	(令和4年2月28日改定)
(平成29年12月1日改定)	(令和4年4月1日改定)
(平成30年1月1日改定)	(令和4年10月31日改定)
(平成30年4月16日改定)	(令和5年4月1日改定)
(平成30年5月15日改定)	(令和5年7月1日改定)
(平成30年9月10日改定)	(令和5年10月1日改定)
(平成30年12月4日改定)	(令和8年6月1日改定)
(平成31年1月1日改定)	
(平成32年4月1日改定)	
(令和2年4月1日改定)	